

令和元年度第2回評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた日  
令和元年10月5日  
評議員全員（7名）の同意書は別添のとおり。  
なお、提案事項について特別な利害関係を有する評議員はいなかった。
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名  
理事長 和田晋弥
- 3 評議員会議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名  
理事長 和田晋弥
- 4 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容  
令和元年度第2回評議員会  
提案事項  
定款の一部改定  
(事務所の所在地)  
第4条 この法人の事務所を新潟県新潟市西区みずき野1丁目106番地4  
に置く。  
(資産の区分)  
第30条 2  
(14) 新潟県新潟市西区みずき野一丁目106番地4の総合支援センター  
の敷地(1955.77 m<sup>2</sup>)  
(16) 新潟県新潟市西区みずき野一丁目106番地4所在の総合支援センタ  
ー 障害者施設・事務所  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建(986.12 m<sup>2</sup>)  
※ 登記時変更のあった場合はそれを記載し変更届を提出する

令和元年9月28日、理事長 和田晋弥が評議員全員に対して評議員会の決議の目的である事項について上記の提案を行い、当該提案につき、評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第45条の9第10項が準用する、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第14条第4項の規定に従って、書面により当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和元年10月 7 日

社会福祉法人新潟みずほ福社会  
理事長 和田 晋 弥

